

3 特別徴収義務者の登録に関すること

1 登録時の約款、料金表について、各エージェント及び海外ネット予約サイトなどの全ての添付が必要か。

A 宿泊約款については、客室備付けのもの、ホームページで掲載されているものなど、代表的なものをご提出ください。

また、料金表についても、既存パンフレットやホームページをプリントアウトしたものなど、任意の様式で構いません。なお、料金表については、当該施設の宿泊料金が、どの税率区分（200円、500円、両方）となるかを確認させていただく趣旨ですので、ご提出いただく書類は、その確認ができる範囲で構いません。

2 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうなるのか。

A 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）ですが、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を本市が特別徴収義務者として個別に指定することができますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

3 旅館業の許可番号が分からぬが、どうすればよいか。

A 許可番号は、旅館営業の許可を受けた際に交付された許可書をご確認ください。

4 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の代表者は、事業所の責任者でよい。

また、住所は事業所の所在地よいか。

○ 旅館業の営業許可は東京又は大阪の施設となっているが、金沢の営業管理者の会社名で登録申請書を提出してもよいか。

A 原則として、宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方ですので、旅館業の許可を受けた際の社名で

ご提出いただきますようお願いします。なお、同一法人である金沢の宿泊施設で書類等のやりとりを行う場合は、宿泊税特別徴収義務者登録申請書の「書類の送付先」に記入してください。

5 宿泊税特別徴収義務者登録申請書、納入申告書及び申告納入は、運営受託業者が代行することは可能か。

- 運営受託の形で経営している場合、特別徴収義務者はオーナー側か。それとも運営側か。
- 海外在住オーナー様の物件管理をしているが、納税の代理をするにはどうすればよいか。

A 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）です。

なお、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を本市が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

6 宿泊税特別徴収義務者登録申請書に添付する宿泊料金を確認できる書類は、どの期間のものが必要か。

A 宿泊税特別徴収義務者登録申請書に添付いただく宿泊料金の書類については、当該宿泊施設の宿泊料金がわかるものを提出してください。具体的には、宿泊料金の記載があるパンフレットや、インターネットに宿泊料金を掲載している場合は、宿泊料金を記載しているページのコピー等で構いません。

なお、時期により宿泊料金が変動する場合は、繁忙期の高い料金と閑散期の安い料金がわかる資料を添付してください。

7 今後、開業予定のホテルがあり、宿泊税特別徴収義務者登録申請書は営業開始の前日までに提出だが、金沢市旅館業法の許可を取った後の提出か、同時の提出かどちらがよいか。

A 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出については、添付資料として旅館業に係る許可証の写しの提出をお願いしていますので、旅館業の許可を受けた後にご提出いただくこととなります。

なお、旅館業の許可を受けた日に開業する予定であるなど、開業の前日までに旅館業の許可証の写しが提出できない場合は、許可申請中であることがわかる資料を御提出いただいたうえで、許可後に許可証の写しをご提出いただいても結構です。